

こ

# 介護保険負担限度額

案

## (食費と居住費の軽減)

内

## の更新受付が始まります

更新受付期間は  
令和8年6月15日(月)  
～令和8年7月17日(金)



現在お持ちの負担限度額認定証の有効期限は令和8年7月31日で終了となります。令和8年8月1日以降、引き続き認定を受けるためには更新申請が必要です。

### ■ 対象となる方 ■

次の①～③すべてに当てはまる方

- ① 介護保険施設(※1)やショートステイを利用している、または、利用する予定がある。
- ② 本人、配偶者(住民票が別でも判定)、本人の属する世帯全員が住民税非課税である。
- ③ 預貯金等の合計額が下表の各利用者負担段階別の金額以下である。

利用者負担段階		預貯金等
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	単身 1000万円、夫婦 2000万円
第2段階	年金収入等(※2) 82.65万円以下	単身 650万円、夫婦 1650万円
第3段階①	年金収入等 82.65万円超 120万円以下	単身 550万円、夫婦 1550万円
第3段階②	年金収入等 120万円超	単身 500万円、夫婦 1500万円

※1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設・介護医療院

※2 年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金含む)＋その他の合計所得金額

※第2号被保険者(65歳未満)の方は各利用者負担段階に関わらず1000万円(夫婦2000万円)です。

### ■ 申請に必要なもの ■

- ① 介護保険負担限度額認定申請書(表面)及び同意書(裏面)
- ② 本人・配偶者のすべての預貯金通帳等(申請日の直近2ヵ月前までの取引が記帳されたもの) ※申請の前に必ず記帳いただくようお願いいたします。  
※生活保護受給者については、必要ありません。  
※預貯金通帳の写しを持参する場合は、銀行名・支店名・口座番号・名義と直近2ヵ月分の取引が分かるページが必要です。(年金、他収入が確認できるページを含む)
- ③ 申請者(来庁者)の身分証明書(顔写真のある免許証等)

**受付期間 令和8年6月15日～令和8年7月17日**

受付時間：9：00～11：30・13：00～17：00 ※土・日・祝日を除きます。

※結果通知は令和8年8月上旬～8月中旬頃発送予定です。

※申請書類の確認等でお手続きに時間を要する場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

※上記期限以降も随時申請を受け付けていますが、認定証の送付等が遅れる場合があります。ご了承ください。  
なお、8月以降も継続して認定を受けていただく場合の最終締め切りは8月31日です。9月1日以降の受付は8月の認定を受けることができませんので、ご注意ください。

申請窓口・お問い合わせ

糸満市介護長寿課 認定給付係 (糸満市役所 1階 14番・15番窓口)  
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 (電話) 098-840-8133